

2021年 9月号 山本拓レポート

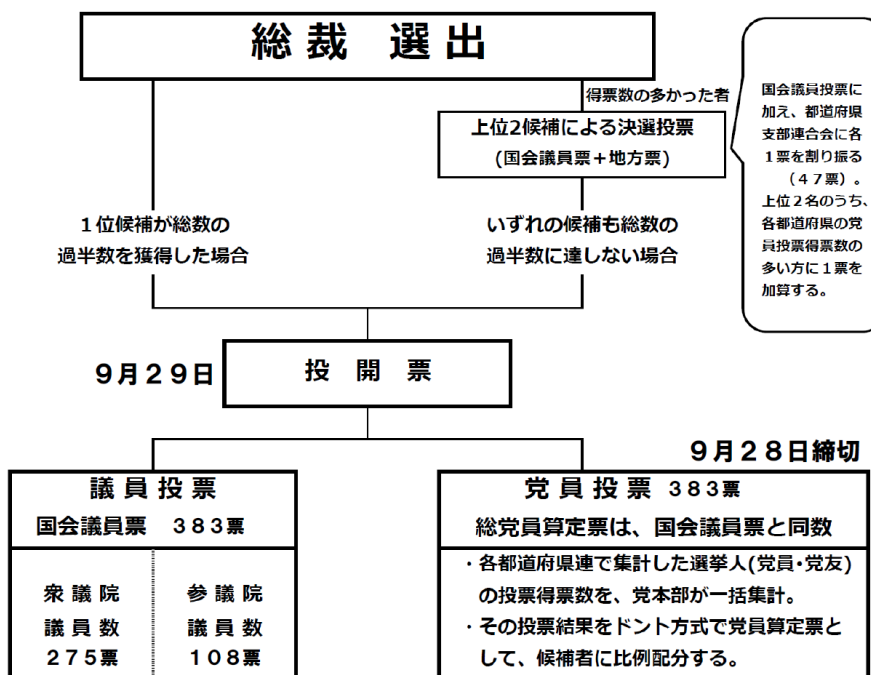
山本拓国会事務所
TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727
takunetwork@yamamototaku.jp
http://yamamototaku.jp/
山本拓福井事務所
TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

**自民党総裁選挙で『高市早苗』候補を支援することを表明しました！
二階派の二階俊博会長にも了解をいただきました。**

自民党総裁選挙は、9月17日告示、9月29日投開票で正式に決定しました。党员投票の締切は9月28日です。

私は『高市早苗』候補を支援することを正式に表明し、二階派の二階俊博会長にもご了解をいただきました。

総裁公選の仕組み



社外の第三者への事業承継支援

中小企業庁は、第三者を後継者候補とした事業承継に向けた準備等を行うための事業承継計画の策定及び第三者となる後継者候補の確保、後継者候補に対する後継者教育の実践を支援します。

【実施事業】

- ①事業承継計画の策定 ②後継者候補の選定
③後継者教育の受講 ④報告・情報共有の実施

【補助内容】

(1)事業承継計画の策定支援を受ける際の経費補助

後継者候補受入に向け、事業承継にかかる専門家からの各種支援(財務・経営分析、事業承継にかかる関係者整理、事業承継にかかる経営資源・リスクの棚卸、株式承継・資本政策、納税資金計画等を包含する事業承継計画の策定)を受ける際に要した費用。

(2)後継者マッチングに伴う手数料等の経費補助

後継者が常勤雇用で成約した場合、人材紹介会社等に対して支払いが発生する手数料等。

【補助上限額】 (1)100万円以内、(2)250万円以内

【補助率】 2/3

【締切】 令和3年9月17日(金)



複数企業でものづくり等連携支援

中小企業庁は、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や、幹事企業が主導し中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組等を行う事業を支援します

【企業間連携型】

複数の中小企業・小規模事業者等が連携して行う以下のプロジェクトを最大2年間支援。

- ①事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト
②地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて、連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクト

<補助金額>100万円~2,000万円/者

<補助率>中小企業者・特定事業者 1/2 以内、小規模企業者・小規模事業者 2/3 以内

<締切>令和3年9月17日(金)

※サプライチェーン効率化型もあります。



新型コロナ対策の緊急経済支援 11月まで申請期間を延長

(1) 緊急小口資金

【制度概要】緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用を貸与します。

【対象者】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象。

【貸付上限額】20万円以内。

【据置期間】1年以内。

【償還期限】2年以内。

※今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除する措置があります。

【利子・保証人】無利子・保証人不要

◆詳細は右のQRコードより ⇒



(2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

【制度概要】緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や再貸付について不承認とされた世帯等に対し、支給します。

【対象者】緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、一定の要件を満たすもの。

※その他に資産要件、収入要件、求職等要件あり。

【支給額（月額）】単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円。

【支給期間】7月以降の申請月から3か月（申請受付は11月末まで）。

◆詳細は右のQRコードより ⇒



眼鏡の国家資格が誕生！！

眼鏡に関する初めての国家資格として、技能検定の『眼鏡作製職種』が8月13日に創設されました。

◆資格創設の背景

眼鏡作製については、高齢化に伴う目の衰えやスマートフォン等の普及による特に子どもの視力の低下等への対応が求められるなど顧客のニーズが多様化・高度化しており、適切な眼鏡作製を行うに当たって、高度な技能や専門的知識が一層必要とされ、当該技能を有する人材に対する継続的な需要が見込まれることから、新たに資格が創設されることとなりました。

◆資格の概要

①眼鏡を必要とする顧客が視力補正用眼鏡等を選択し購入する際に、眼鏡店において行われる視力の測定、レンズ加工、フレームのフィッティング等の業務に関する資格です。

②眼科専門医との連携を含め、顧客のニーズに即した適切な眼鏡作製を行うに当たり必要な技能及び知識が検定対象です。1級と2級があります。

◆今後のスケジュール

第1回試験は令和4年4月に学科試験、7月から9月にかけて実技試験が行われる予定です

【8/1～】安全・安心のための 医薬品・薬局に関する法律施行

(1) 医薬品等の虚偽・誇大広告へ課徴金

法律で禁止されている医薬品・医療機器等の虚偽・誇大広告に関し、違反行為者がその販売で得た利益を保持することができないようにするために、以下のよう課徴金制度を導入しました。

【課徴金納付命令】

- ①対象行為：医療品・医療機器等の名称、製造方法、効能・効果又は性能に関する虚偽・誇大な広告
- ②課徴金額：原則違反を行っていた期間中における対象商品の売上額×4.5% ※事案発覚前に違反者が自主的に報告した場合は50%減額等一部例外あり
- ③賦課：対象行為に対しては、課徴金納付命令をしなければならぬ ※一部例外あり

(2) 機能別の薬局の知事認定制度

患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県知事の認定により、名称の表示が可能となりました。

【地域連携薬局】

入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応することができる薬局

【専門医療機関連携薬局】

がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応することができる薬局

(3) 業者への法令遵守体制の整備義務付け

医薬品等製造販売業者・製造業者等に関して、以下の事項を義務付けます。

- ①薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）を法律上位置付け、許可申請書に記載すること
- ②法令遵守上の問題点を把握し解決のための措置を行うことができる体制を含めた法令遵守体制を整備すること
- ③必要な能力及び経験を有する総括製造販売責任者・製造管理者を選任すること
- ④総括製造販売責任者・製造管理者による製造販売業者・製造業者に対する書面での意見申述
- ⑤製造販売業者・製造業者は④の意見を尊重し、法令遵守のために措置を講じる必要がある場合はその措置を実施すること

(4) 添付文書の電子化で迅速な情報提供

○処方箋医薬品・医療機器等について、添付文書の製品への同梱を廃止し、電子的な方法による提供が原則となります。

○電子的な提供の方法に加えて、製造販売業者の責任において、必要に応じて卸売販売業者の協力の下、初回納品時に紙媒体による提供を行います。

○最新の添付文書情報へアクセスを可能とする情報を製品の外箱に表示し、情報が改訂された場合には紙媒体等により医療機関・薬局等に確実に届ける仕組みを構築。

※一般用医薬品等の消費者が直接購入する製品については、従前のまま紙媒体が同梱されます。